

令和4年第1回積丹町総合教育会議 議事録

- 1 日時 令和4年3月30日(水) 午後4時05分開会
- 2 場所 積丹町総合文化センター2階後継者育成対策室
- 3 構成員の出席状況
 - (1) 出席 積丹町長 松井秀紀
積丹町教育長 十河昌寛
積丹町教育委員 郷六委員、的場委員
 - (2) 欠席 土井委員、新井田委員
- 4 事務局職員 総務課長 下山達也、学校教育課長 山崎英幸
- 5 会議に付した案件
日程第1 議案第1号 積丹町教育大綱の変更について
- 6 会議録 別紙のとおり

1 開会

松井町長 ただ今より、令和4年第1回積丹町総合教育会議を開催いたします。開会にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

教育委員の皆様におかれましては、日頃から子供たちの自助生活及び学力の向上等含めて、大変ご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

町子ども・子育て審議会において、ご議論をいただいて、令和4年度は、子育て支援対策として、乳幼児等の医療費助成の拡充、経済対策においては、他の町民と差をもうけて、子育て支援の充実を図っていきたいと思っているところであります。

本日の日程は、議案1件でございます、「積丹町教育大綱の変更について」であります。内容の詳細につきましては、事務局から説明をさせますが、結論から申し上げますと、10ヶ年計画の町の総合計画が、この3月31日で計画期間が到達するというところであります。本来であれば、令和3年度中に向こう10ヶ年の更なる計画をたてなければならぬということではありますが、コロナ禍の状況の中で、はたして向こう10年間の見とおしを計画できるかどうか、役場内部でも検討したところでありますが、非常に難しい状況下にあることから、4年間、経過的に計画期間を延長するということといたしました。従いまして、令和3年度で終わる計画を令和4年度から令和7年度までの4年間延長し、計画期間を14年間とすることで、議会の議決をいただいたところでございますので、本日にしましては、その内容につきまして、教育委員のみなさま方にもご報告を申し上げながらご審議をいただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

2 議事

松井町長 それでは議事に入らせていただきます。議事日程に沿いまして進行させていただきます。日程第1、議案第1号、積丹町教育大綱の変更について、事務局より説明をお願いします。

下山総務課長 お手元に配付しております、議案第1号に基づきまして、朗読して内容を説明させていただきます。

1ページ目でございます。議案第1号、積丹町教育大綱の変更について、積丹町教育大綱の期間を延長するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項の規定により、積丹町総合教育会議の意見を求める。

積丹町教育大綱の変更について、積丹町教育大綱の一部を次のとおり変更する。積丹町教育大綱の1ページ上段見出しを次のように改める。

「積丹町教育大綱、平成28年度から令和7年度、豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり」

同2ページ「はじめに」の「3. 大綱の期間」中「大綱の期間は、第5次積丹町総合計画（平成24年度から平成33年度）の期間の平成28年度から平成33年度までの6年間とします。」を「大綱の期間は、第5次積丹町総合計画（平成24年度から令和7年度）の期間の平成28年度から令和7年度までの10年間とします。」に改める。

次のページ、2ページ目をお開きください。2ページ目と3ページ目につきましては、ただいま説明

いたしました、新旧対照表となっております。右側の欄が、現行の教育大綱で、左側の欄は、今回の改正の変更後の案となっております。

見出しの黒枠の囲みの部分で右側の欄が「平成28年度から平成33年度」、変更後は、左側の欄で、「平成28年度から令和7年度」ということで4年間延長するという案となっております。

次の3ページ目は、1番下段の「3. 大綱の期間」の下線部分が改正案となっております。大綱の期間を4年間延長し、令和7年度までとするものでございます。

この積丹町教育大綱につきましては、委員ご承知のことと存じますが、改めまして、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の改正が行われ、この同法第1条の3により、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されたところであります。

当町においても、同法の規定により設けられています「総合教育会議」の意見を伺い、平成28年2月に「積丹町教育大綱」を定めたところでございます。

今回、提案いたしました「議案第1号の積丹町教育大綱の変更について」でございしますが、申し上げました、平成28年2月に定めました「積丹町教育大綱」の変更を行うものでございます。

その変更内容につきましては、現教育大綱の期間につきましては、「平成28年度から令和3年度までの6年間」の期間で定められておりますが、この期間につきましては、当町における「まちづくり」の最上位計画であります「第5次積丹町総合計画」の最終の期間であります「令和3年度までの期間」とあわせて教育大綱を策定しています。

その期間を定めております「第5次積丹町総合計画」については、令和3年度が計画の最終年度でございましたが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大、デジタル化社会の実現など、「新たな社会情勢の変化の実状と今後の行方を短期的に、かつ、容易に見極めることが極めて難しい情勢下におかれている現状であることから、現行計画の計画目標期間を特例的に4年間延長（令和7年度まで）とするため、町総合計画策定審議会の答申を経て、先の令和4年3月の第1回積丹町議会定例会において、町総合計画の期間延長について議決されたところでございます。

本提案の「積丹町教育大綱の変更」につきましては、3月開会の第1回積丹町議会定例会において議決されました「第5次積丹町総合計画」の令和7年度までの計画期間の延長を踏まえまして、「積丹町教育大綱」の期間につきましても同様に、令和7年度までと期間を延長するものでございます。

添付しております参考資料2が、令和4年3月の第1回町議会定例会において、町総合計画の変更についての新旧対照表となっております。主なる変更点は、平成33年度（令和3年度）までとなっているところを「令和7年度まで」とし、期間を延長する文言を整理したという変更内容となっております。

議案第1号の説明については、以上でございます。ご意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松井町長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問などがございましたらお願いしたいと思います。

郷六委員、何かありましたらご発言をお願いします。

郷六委員 町総合計画も計画年数が延びるということで、基本方針としては変わらないので、その時の情勢等を見ながら、事業をやっていかなければならないかと思えます。

松井町長 10年間の目標を4年間延長したとしても、大きな目標は、積丹町はかわらないだろうというような考え方にたっております。

的場委員、何かお気づきの点がございましたらお願いします。

的場委員 特にないです。

松井町長 十河教育長から何かございませんか？

十河教育長 本町の教育大綱ですが、もっとも基本となる「第5次積丹町総合計画」が基本のベースになりますので、総合計画と期間を同じくして進んでいくという形で考えておりますので、教育大綱も計画年数を、町の総合計画にあわせて延長するという事は、適切なことだと思っております。また、具体的実施計画の内容については、現在、様々な状況下がございますので、それを踏まえた上で、教育大綱の3つの基本方針にあわせて、実施計画を策定していくという形でいいのかと思っておりますので、この期間の延長は、このとおりでよろしいのではないかと思います。

松井町長 はい、ありがとうございます。

令和3年度まで入っていなかった事業で、令和4年度から令和7年度までの4年間の実施計画の中に新たに入りそうな教育委員会事業について、差し支えなければ紹介していただけたらと思います。

山崎学校教育課長 状況の変化によりICT事業などがありますが、基本的には、向こう4年間の基本構想の中での事業は、この基本構想で読み取れるのではないかと考えているところであります。

十河教育長 今現在は、ICTの関係が大きく進んでいる状況でありまして、令和5年度中に国のギガスクール構想の実現ということで、児童生徒1人1台の端末整備も完了しましたので、これからその機材を活用して、いかに子どもたちの個別指導ができるのか、その活用がこれからの課題で、教職員もこれらについては考えておりますので、こういったところが取組を充実させていく必要があるのかと考えているところでございます。

松井町長 その他、町長部局で検討している事業で、ひとつは、乳幼児の医療費の助成拡大、現在は、北海道の規準に基づいていますが、規準を拡大して、高校3年生まで、入院、外来、初診を含めて、すべて保護者の負担はなしという考え方で拡充を図りたいということで検討中であります。

また、高等学校の通学支援についてであります。これは、古平高校と仁木商業高校が閉校となることによって、北海道で3年間の支援措置を講じていたところでありますが、それを受け継いで、積丹町

は、現在まで支援措置を継続しているところですが、昨今の経済情勢から家庭の負担も大きく、特に多子世帯については、非常に経済的負担が大きいということで、所得水準を高くして、ほぼ全員が支援措置の該当となるよう所得水準の規準を見直して、令和4年度予算措置しているところでありますので、できるだけ早く対応できるようにしたいと思っているところであります。

松井町長 その他、何かございませんでしょうか。

ないようですので、ただ今、ご審議いただいております積丹町教育大綱の変更につきましては、積丹町総合計画の変更を踏まえて、教育大綱につきましても、4年間延長する変更措置を講じるとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

松井町長 ありがとうございます。

それでは、提案させていただいております「議案第1号 積丹町教育大綱の変更について」は、ただ今説明をさせていただきましたように、4年間延長するということで決定をさせていただきます。

以上で、本日の議案につきましては、すべて議事を終了いたしました。

これをもって、本日の令和4年第1回積丹町総合教育会議は、終了いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

3 閉会